

2014～2023 年度
第2次土岐市男女共同参画プラン

【2018年度改定版】



岐阜県 土岐市

はじめに

平成 11 年に「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが全国的に進められてきました。土岐市においても平成 16 年 3 月に土岐市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画に関する各種の取り組みを進めてきました。

土岐市男女共同参画プランを策定以降、人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化しており、家族形態やライフスタイルは多様化してきています。こうした中で、教育の現場での男女共同参画の浸透など国を挙げての取り組みの成果もあり、性別による役割分担といった男女共同参画意識は少しずつ変わりつつあります。しかしながら、男性が優遇される社会慣習や慣行、女性に対する暴力など、家庭や地域、職場などあらゆる場面において解決すべき課題は残されています。

こうした課題に対応していくため、平成 26 年度を初年度とした第 2 次土岐市男女共同参画プランを策定いたしました。プランの策定にあたっては公募による市民委員や学識経験者などで構成される土岐市男女共同参画懇話会でのご意見や市民意識調査により市民の皆さんからのご意見を参考にさせていただきました。ご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 26 年 3 月

土岐市長 加藤 靖也



目 次



第1章 プランの策定にあたって	1
1. プラン策定の趣旨	1
2. 土岐市の現状	1
3. 市民意識	4
4. これまでの取り組み	8
第2章 プランの考え方	9
1. 基本目標	9
2. プランの性格	10
3. 施策の体系	10
4. 計画期間	11
第3章 プランの内容	12
基本目標1 男女共同参画意識の高揚	12
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進	14
基本目標3 配偶者等からの暴力のない社会づくり	19
プランの推進体制	22
資 料	23

※掲載してあるグラフのうち、百分率で示してあるものについては、四捨五入により算出しているため合計が100%にならないことがあります。

※担当課等は2018年度時点のもので、組織・機構改革等により変更となる場合があります。

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

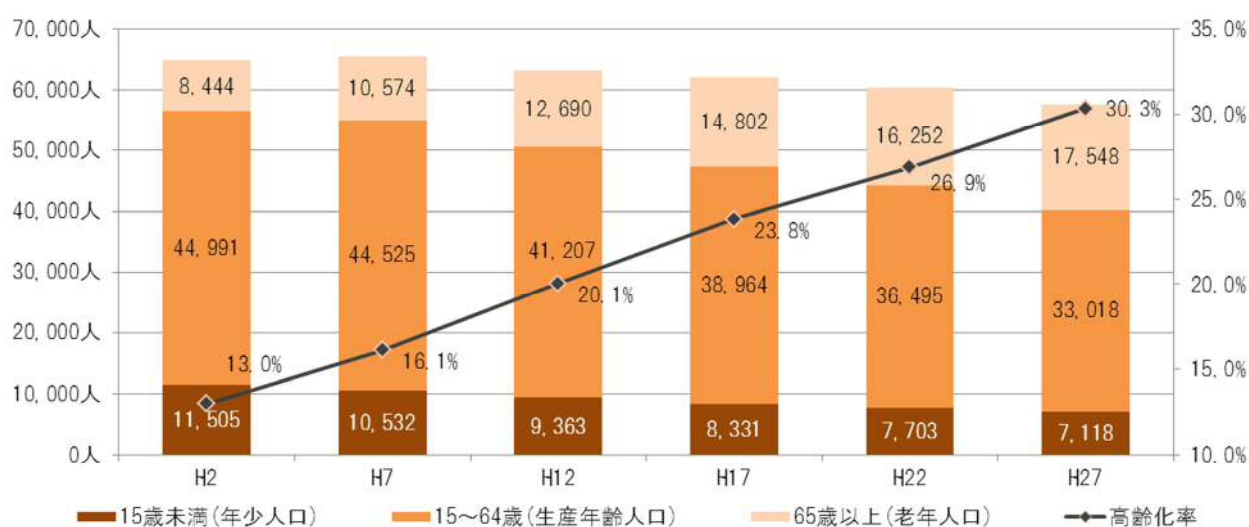
土岐市では男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）の規定に基づき、平成16年3月に「土岐市男女共同参画プラン」（以下、第1次プラン）を策定し、各種の取り組みを進めてきました。平成25年度末で第1次プランの計画期間が終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、継続して取り組みを進めていくため、土岐市の男女共同参画を総合的に推進する新たな指針として「第2次土岐市男女共同参画プラン」（以下、第2次プラン）を策定します。

2. 土岐市の現状

（1）人口・世帯

土岐市の人口は平成8年をピークに年々減少しています。年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少しているのに対し、高齢人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進展しています。高齢化率（人口に対する高齢人口の割合）は、平成27年で30.3%となり、年々上昇しています。

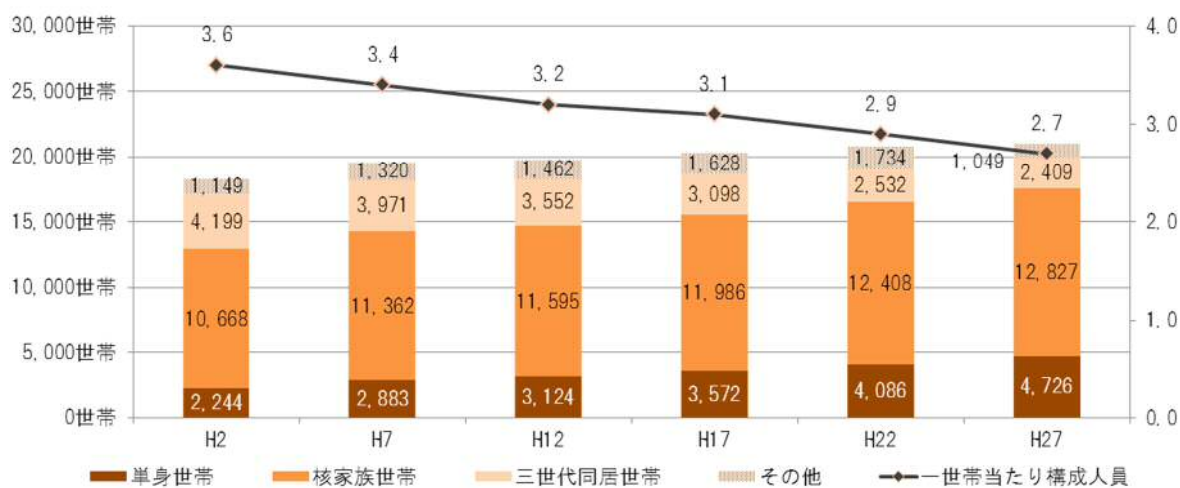
図1 年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

世帯数については増加傾向にあり、特に単身世帯が増加し、三世帯同居世帯は減少しています。人口の減少と世帯数の増加により、一世帯あたりの構成人員は年々減少しています。

図 2 世帯構成と一世帯あたり構成人員の推移



出典：国勢調査

(2) 出生数

出生数については近年大きな変化は見られませんが、減少傾向にあります。合計特殊出生率※1については年度ごとにばらつきが見られますが、平均で 1.3 程度となっています。

図 3 出生数と合計特殊出生率の推移



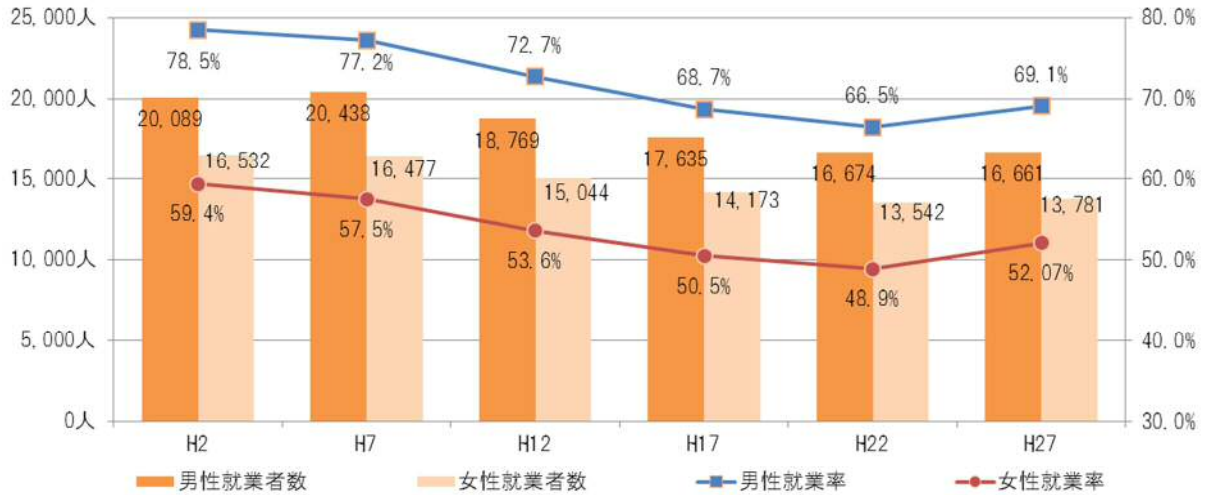
出典：東濃地域保健所「東濃西部の公衆衛生」

※1 合計特殊出生率…1人の女性が一生に産む子どもの平均数。

(3) 労働力

就業者数は生産年齢人口の減少に伴い減少し、就業率^{※2}についても減少傾向にありましたが、平成 27 年では就業者数では男性が横ばい、女性については増加しました。また就業率では男性女性ともに上昇しています。

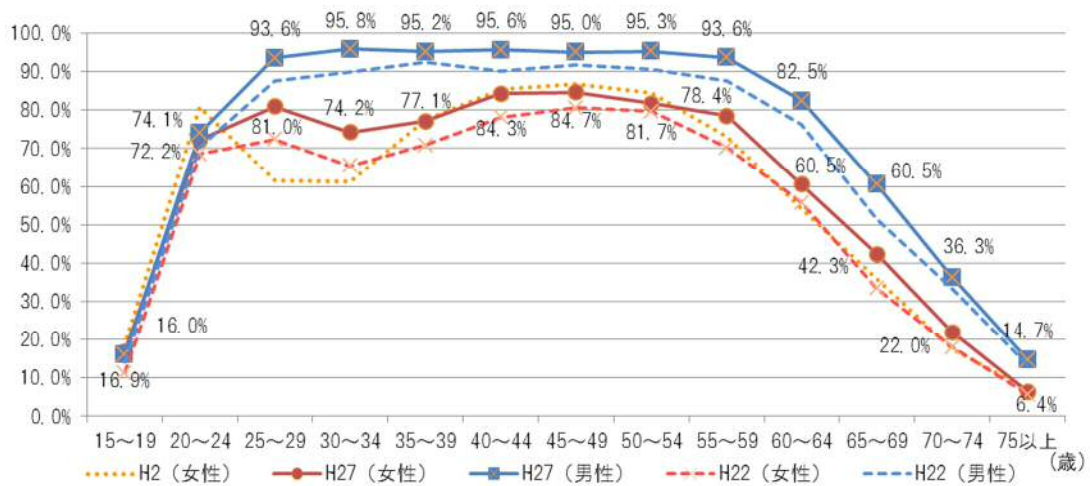
図 4 就業者数と就業率の推移



出典：国勢調査

年齢別の就業率を見ると女性の就業率はM字カーブ^{※3}を描いていますが、近年ではそのカーブが緩やかになってきています。

図 5 年齢ごとの就業率の状況



出典：国勢調査

※2 就業率…15 歳以上の人口に占める就業者の割合。

※3 M字カーブ…女性労働者の年齢階層別の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフにすると、30 歳代前半をボトムとするM字形のカーブを描くことから、日本人女性の就業状況の特徴を表す。

3. 市民意識

(1) 男女共同参画の推進に関する満足度と重要度

平成 25 年 1 月に実施した市民意識調査において、市で実施している 47 の施策について重要度と満足度を伺いましたが、その施策の一つである「男女共同参画の推進」については満足と答えた人の割合が 9.6%、重要と答えた人の割合が 32.1%となっています。平成 30 年 1 月に実施した市民意識調査においても、満足と答えた人の割合は 9.4%、重要と答えた人の割合は 33.0%にとどまっています。

市の他の取り組みと比較して、男女共同参画の推進に関する取り組みは、重要度が低く、取り組みに対する満足度も低い結果となっています。

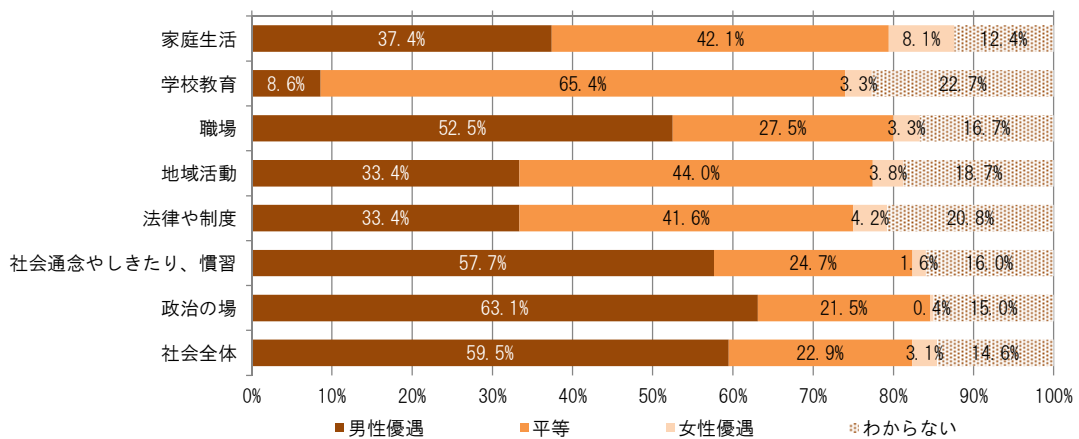


出典：H24・H29 土岐市市民意識調査

(2) 男女の地位の平等感

各分野における男女の地位の平等感については、「学校教育」では平等であるとの回答が半数を超えています。全体的に男性優遇と回答された割合が多くなっており、特に「政治の場」や「社会全体」で顕著となっています。

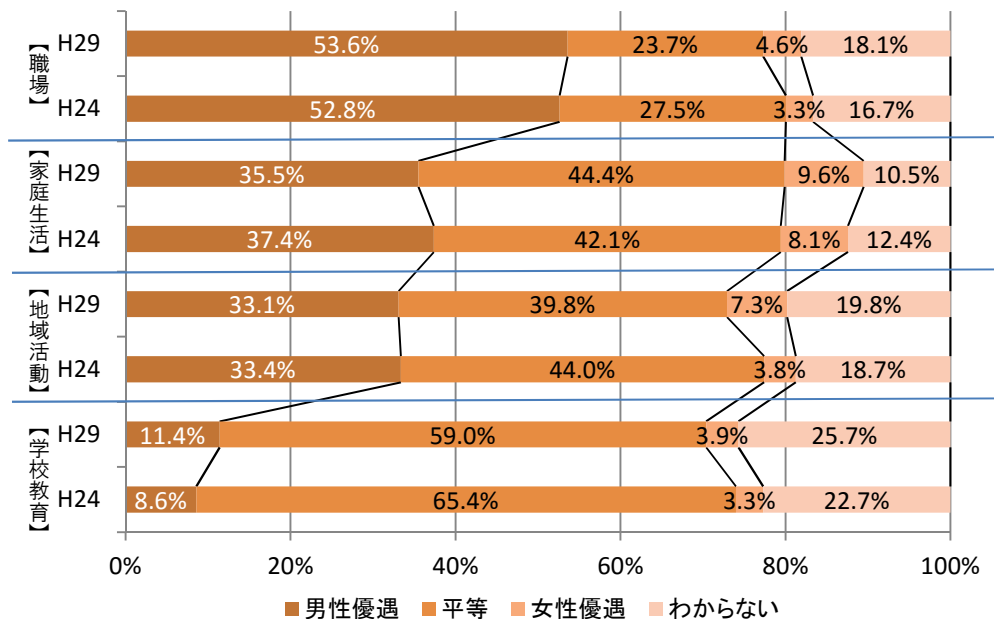
図 6-1 各分野における男女の地位の平等感



出典：H24 土岐市市民意識調査

図 6-1 の 8 分野のうちから「職場」「家庭生活」「地域活動」「学校教育」の 4 項目について割合の推移を示したものが図 6-2 です。平成 24 年と比較して平等であると答えた人の割合が「家庭生活」を除いた 3 分野で減少しています。他の分野では男性優遇、女性優遇と回答された人の割合がそれぞれ上昇しており、性別による優遇を感じる方の割合が増えた結果となりました。

図 6-2 男女の地位の平等感の推移（図 6 の項目から 4 項目を抜粋）

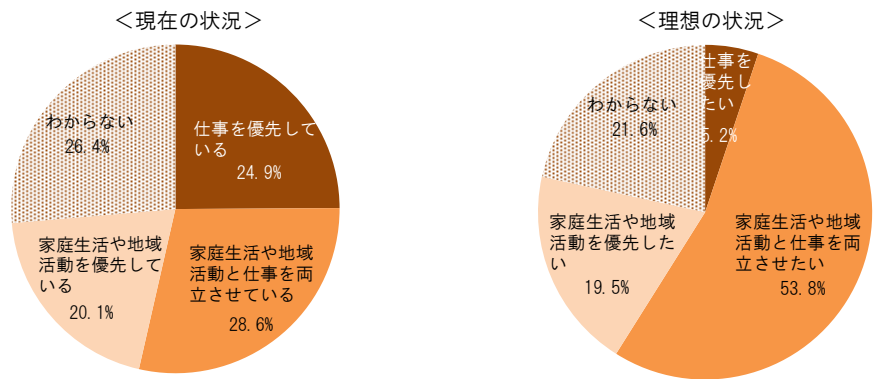


出典：H24/H29 土岐市市民意識調査

(3) 生活全般についての現状と理想

「現在の状況」では仕事優先とされた方も「理想の状況」では仕事と家庭生活を両立したいと回答されており、多くの方に現在の状況と理想の状況にギャップが見られます。

図 7 生活全般についての現実と理想

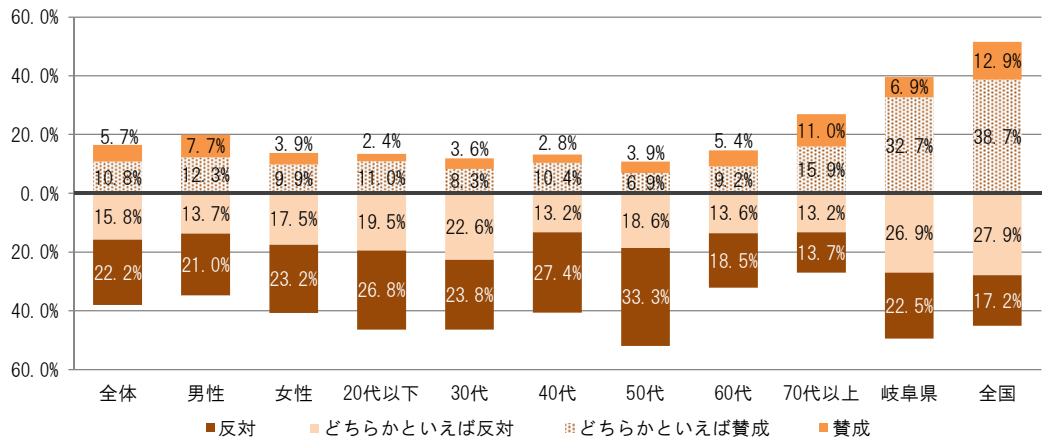


出典：H24 土岐市市民意識調査

(4) 性別役割分担意識

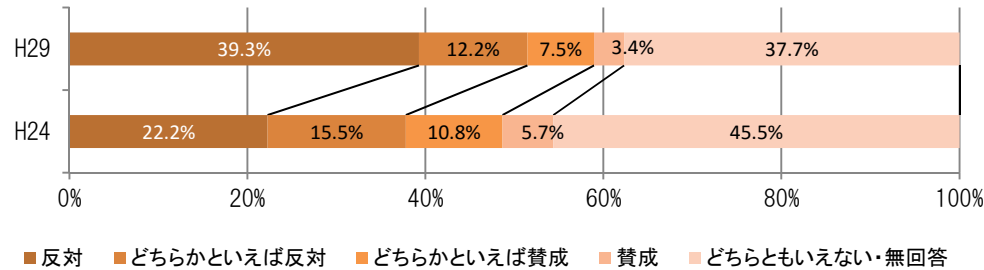
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「賛成」（賛成＋どちらかといえば賛成）よりも「反対」（反対＋どちらかといえば反対）の割合のほうが大きくなっています（図 8-1）。平成 24 年と平成 29 年を比較すると、反対の割合が上昇していることがわかります（図 8-2）。

図 8-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



出典：H24 土岐市市民意識調査

図 8-2 年度別比較 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

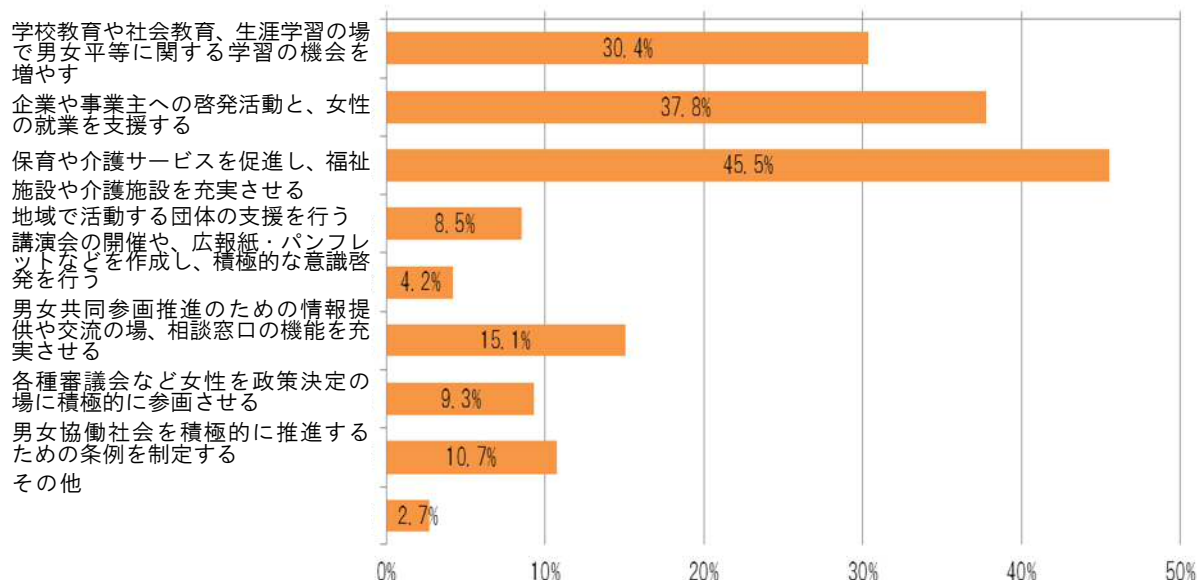


出典：H24・H29 土岐市市民意識調査

(5) 市の取り組むべき施策について

男女共同参画社会の実現に向けて必要な取り組みは、「福祉・介護施設の充実」が45.5%と最も高く、「事業者への啓発活動と女性の就業支援」、「学習機会の提供」と続いています。

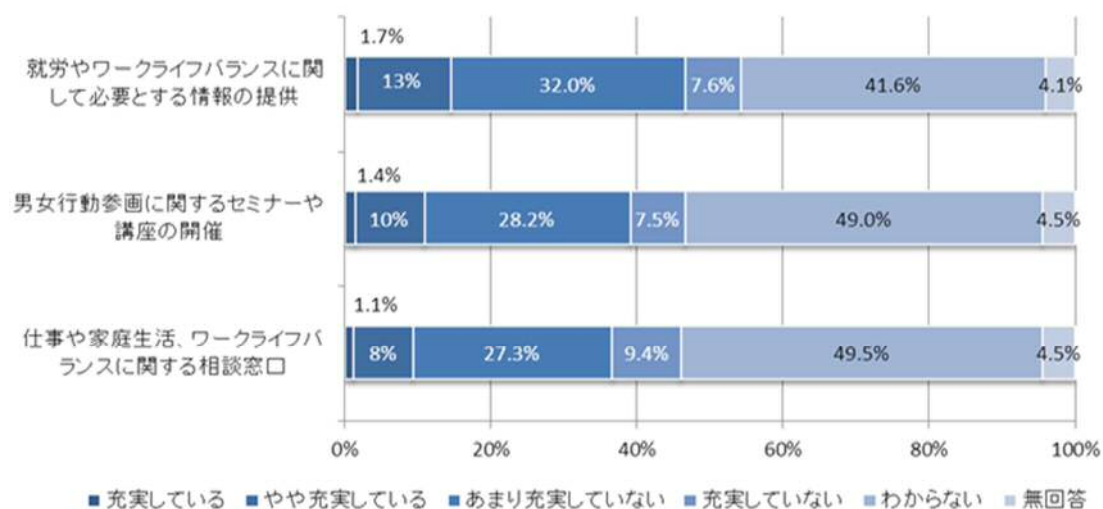
図 9 男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき施策



出典：H24 土岐市市民意識調査

男女共同参画及び女性の活躍推進に関する機能の充実について、「充実していない、あまり充実していない」が「充実している、やや充実している」を大きく上回っています。約半数の方が「わからない」と回答しており、施策の周知も不足していることがわかります。

図 10 男女共同参画及び女性の活躍推進に関する機能の充実



出典：H29 土岐市市民意識調査



4. これまでの取り組み

第1次プラン策定以降、これまでの間に、男女共同参画講座の開催や広報紙へのコラム掲載などによる意識啓発、学校教育における体操服の色分けの廃止、審議会などの女性委員の登用推進、図書資料の充実などプランに掲げた事業に取り組んできました。

第2次プラン策定において、第1次プランに掲げてはいるものの実施できていない事業や達成度の低い事業があるものについては、継続して施策としての取り組みを掲げ、また配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく土岐市の基本計画として位置付けました。平成28年度には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく土岐市の推進計画と位置付け、ライフステージに応じた相談体制の整備などを新たな取り組みとして加えました。

第2次プラン策定時から5年が経過し、土岐市における男女共同参画、女性活躍推進は着実に進展していますが、市民への意識啓発とともに施策の充実に向けた取り組みがますます重要になっています。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

平成21年に内閣府男女共同参画局において、男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークが制定されました。

シンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



第2章 プランの考え方

1. 基本目標

第1章の土岐市の現状、市民意識調査の結果、これまでの取り組み状況から出された課題などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、以下の3つの基本目標を設け、各種施策事業を展開していくこととします。

基本目標1 男女共同参画意識の高揚

市民意識調査の結果では、男女平等意識についてほぼ全ての分野で男性優遇と考えられているなど固定的な性別役割分担の意識が見られます。また、そのような意識に基づく地域社会の慣行や習慣は依然として残っています。性別による差別がなく、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持ち、お互いを尊重することができるようになる環境づくりが必要です。そのため、意識啓発や男女共同参画について考える機会を提供するなどの取り組みを進めます。

また、意識の醸成のためには幼少の頃からの取り組みが不可欠であり、継続して取り組んでいく必要があります。そのため、幼児教育や学校教育、生涯学習の中で男女共同参画意識を醸成できるような取り組みを進めます。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進【土岐市女性活躍推進計画】

人口の減少、特に生産年齢人口の減少により、今後これまで以上に社会の担い手として女性の力が求められます。また、出生率の低下、高齢化の進展などにより、男女とも働きながら育児や介護ができる環境づくりが求められており、仕事と家庭生活、地域活動、趣味やボランティアなど様々な活動を自らの意志で行うことのできるワークライフバランス^{※4}を実現した社会を目指した取り組みが求められます。

こうした女性の力の活用やワークライフバランスを推進していくためには、あらゆる分野に男女共同参画が取り入れられることが必要であり、政治・行政における政策や方針決定過程において男女がともに関わっていくことがポイントとなるため、審議会等への女性の参画を進めるなど、各分野において男女共同参画の視点を取り入れていきます。

基本目標3 配偶者等からの暴力のない社会づくり【土岐市DV防止基本計画】

配偶者や恋人など親しい間柄であっても暴力は人権の侵害であり、犯罪にもなる行為です。その多くは女性が被害者となっていることから、男女共同参画社会の実現に向けても重要な課題となっています。当事者はその行為がDVであるという認識がないこともあるため、意識づくりや知識の提供などに取り組む必要があります。あわせて、被害

※4 ワークライフバランス…仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

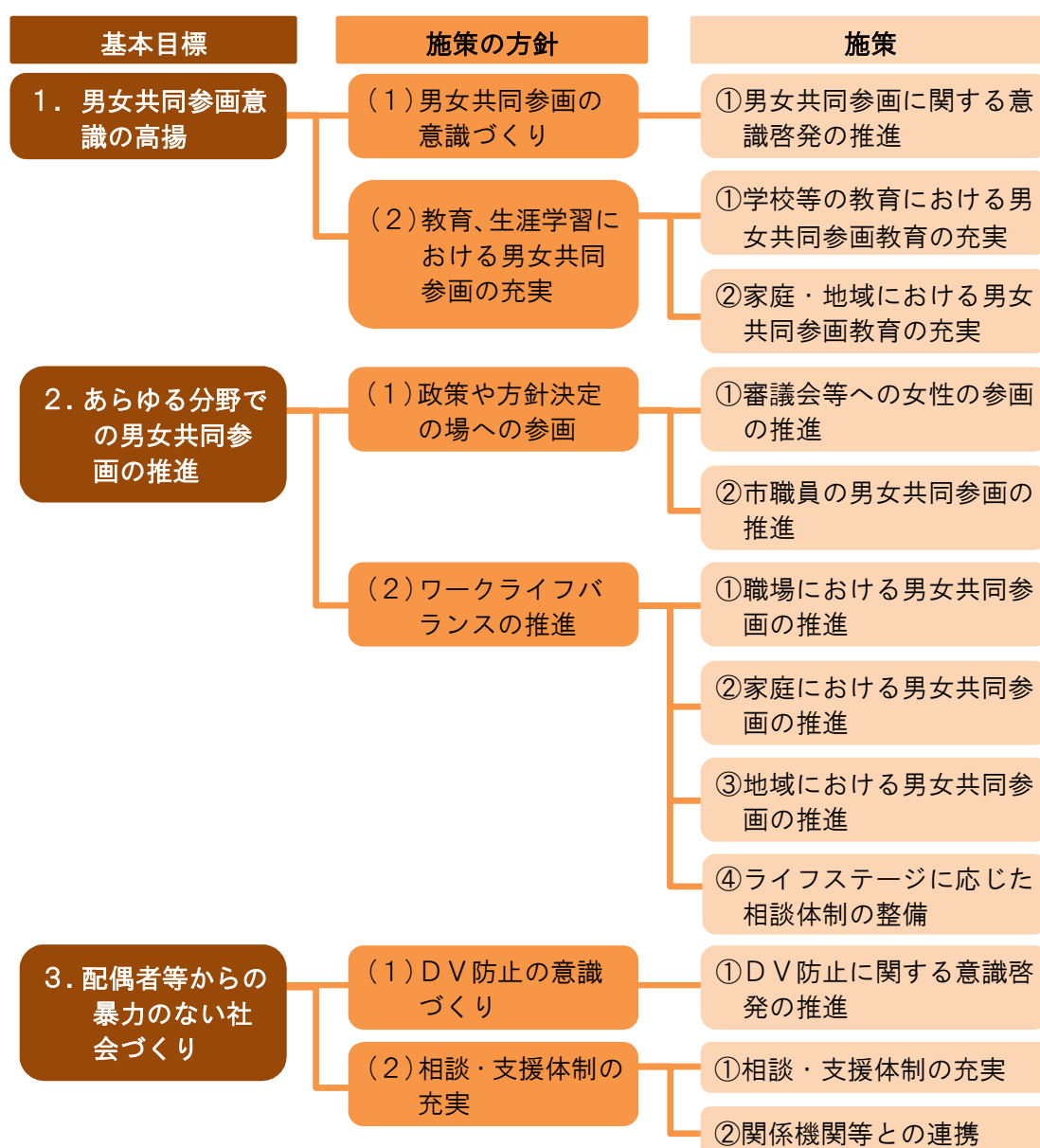
者の相談・支援体制の充実を図ります。

2. プランの性格

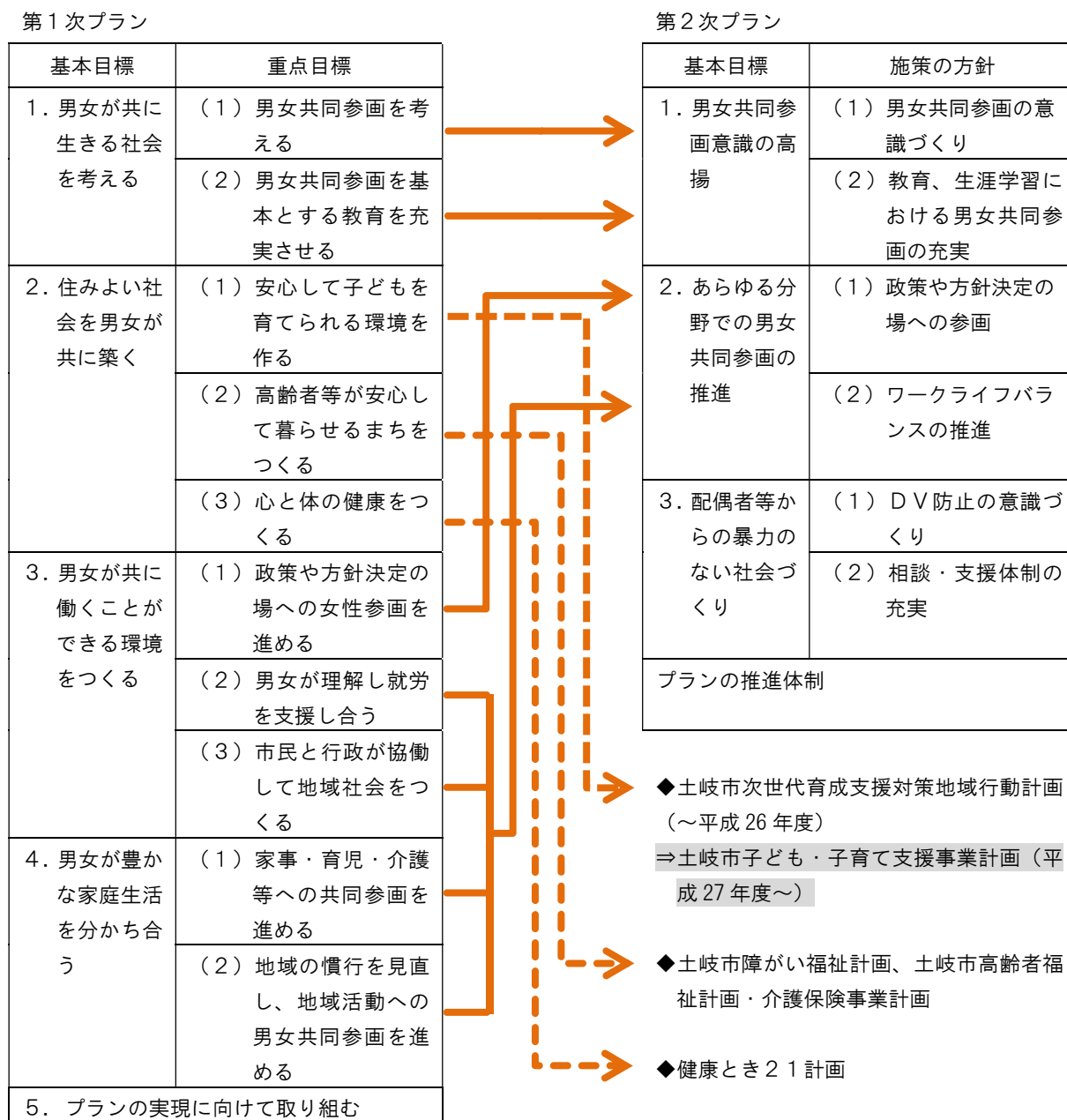
第2次プランは国の「男女共同参画基本計画」や県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、市の各種計画とともに「土岐市総合計画」を推進していくために定めるものであり、土岐市の特性に応じた内容を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組み内容とその推進方法を示しています。

このプランは、基本目標2に関する取り組みを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画として位置付け、基本目標3に関する取り組みを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画と位置付けています。

3. 施策の体系



第1次プランにおける基本目標・重点目標との対応



第1次プランにおける重点項目のうち、子育てや高齢者福祉など各分野における計画に位置付けられているものについては、第2次プランには掲載はしませんが、各分野における計画を着実に推進していくこととしています。

第2次プランではわかりやすい評価指標の設定などより、実効性のあるプランとし、進捗状況などを明確にします。

4. 計画期間

計画期間は、2014年度を初年度とし、2023年度までの10年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。



第3章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画意識の高揚



(1) 男女共同参画の意識づくり

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識や、各分野における男性優遇の意識を改めていくためには、男女共同参画社会についての正しい理解が必要となります。そのため、男女がお互いの特性を認めつつ、お互いに思いやりが持てるよう、市の広報紙やホームページでの情報提供、講演会や講座等の開催による意識啓発に努めます。

意識啓発に取り組むにあたっては、性別や世代により男女共同参画に関する意識が異なることから、性別や世代に合わせて啓発の方法を工夫していきます。

実施事業	担当課
■ 広報紙等による啓発 ■ ホームページによる啓発 ■ 男女共同参画に関する講演会、講座の開催 ■ 男女共同参画に関係する図書、資料の充実	● まちづくり推進課 ● 図書館

皆さんも取り組んでみませんか？

- 女性、男性にとらわれず、慣習や慣行について見直しをしてみましょう。
- 新聞や広報紙などメディアで取り上げられる男女共同参画の記事に目を通しましょう。

(2) 教育、生涯学習における男女共同参画の充実

①学校等の教育における男女共同参画教育の充実

次世代を担う子どもたち一人ひとりの発達段階に応じて、個性や能力を伸ばし可能性を広げるための教育、男女共同参画及び人権尊重の理念を身につけ、行動できるようになるための教育を推進します。また、子どもを通じた家庭や地域への働きかけを進めます。

実施事業	担当課
■ 性別にとらわれず、個性を尊重する教育の推進 ■ 学校生活における慣習や慣行の見直し ■ 男女混合名簿の活用推進 ■ 教職員等の研修の充実	● 学校教育課 ● 子育て支援課



皆さんも取り組んでみませんか？

- 父親も授業参観や懇談会へ積極的に参加しましょう。
- 学校活動やPTA活動に参加し、学校における取り組みを確認してみましょう。

②家庭・地域における男女共同参画教育の充実

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、実践していくことが重要です。そのために、家庭教育や生涯学習などの機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

実施事業	担当課
■ 各種団体等における人権同和教育研修会の実施 ■ 企業、事業所等との連携による講座等の開催 ■ PTAや地域による意識啓発のための講座等の開催	● 生涯学習課

皆さんも取り組んでみませんか？

- 公民館などで開催される催しに参加してみましょう。
- 家庭で子どもに性別にとらわれない遊びや手伝いをさせましょう。

基本目標 1 における数値目標

項 目	基準値 (H25)	中間値 (H29)	目標値 (H35)	関連施策
「夫は仕事、妻は家庭」に反対（反対及びどちらかといえば反対の合計）であると回答した人の割合	38.0%	51.5%	52.0%	(1) ①
男女共同参画に関する図書冊子数	1,000 冊	1,244 冊	1,600 冊	(1) ①
学校等の教育の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	65.4%	59.0%	75.0%	(2) ①



基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進



【土岐市女性活躍推進計画】

(1) 政策や方針決定の場への参画

① 審議会等への女性の参画の推進

市の審議会等への女性委員の割合は目標値に近づいているものの横ばい傾向となっており、一方で女性がいる審議会の割合は平成25年では59.0%であったものが平成29年では76.9%と約18%も上昇しています。市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や考え方が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけます。

また、市議会における女性議員の割合は、平成29年に16.6%であり、全国平均(14.9%)、岐阜県平均(12.2%)と比較して低くはないものの、政治分野に多様な民意を反映させる観点から、今後も議会における女性の参画の意義についての理解促進を図ります。

実施事業	担当課
■ 審議会等への女性委員の登用推進 ■ 女性が1人もいない審議会等の解消 ■ 女性の社会活動参加の推進	● まちづくり推進課 ● 関係各課

皆さんも取り組んでみませんか？

- 審議会等の公募委員に積極的に応募しましょう。
- パブリックコメントなどにより市政に参加してみましょう。

② 市及び民間事業所における職員の男女共同参画の推進

人口減少及び少子高齢化の進展による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材の能力を活用することは、経済社会の活性化にとって不可欠です。男女共同参画を実現するためにも、あらゆる職場において、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、実践することが必要です。そのため、性別によらない管理職への登用はもちろんのこと、女性職員の職域の拡大や人材育成に努めます。

また、第2次プランを確実に推進するため、職員一人ひとりの意識づくりを進め、関係部署の連携により各施策事業を適正に実施及び進行管理できる体制を構築します。

実施事業	担当課
■ 職員研修の充実 ■ 女性の管理職等への登用促進 ■ 職種、職域拡大への働きかけ ■ 働きやすい職場環境の充実	● 秘書課 ● まちづくり推進課 ● 産業振興課

皆さんも取り組んでみませんか？

- 女性の視点を取り入れるため、能力に応じ、女性を管理職に登用しましょう。
- 女性の人材育成についても積極的に進めましょう。



(2) ワークライフバランスの推進

①職場における男女共同参画の推進

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、「男女雇用機会均等法」など関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。中小規模の事業所等では、女性がさまざまな職種で活躍していますが、その一方で、育児・介護休業制度などが十分に浸透していない、制度を取り入れることが難しいといった課題もあります。

職業能力の開発や再就職の支援、起業の支援などについては、ハローワークや商工会議所など関連団体との連携のもと、働く場で女性の能力が十分発揮できる環境を整えます。

実施事業	担当課
■ 男女雇用機会均等法、労働基準法等の情報提供 ■ 就職に関する情報提供 ■ 再就職を支援するセミナーや仕事と家庭の両立のための研修等の開催 ■ 創業、起業の支援	● 産業振興課 ● 関係各課

皆さんも取り組んでみませんか？

- 関係法令の理解を深めましょう。
- 女性が働きやすいように家族で家事、育児、介護など役割分担しましょう。
- 女性にお茶くみさせていませんか？お茶は自分でいれましょう。
- 結婚や出産でも仕事が続けられるような理解・支援を心がけましょう。
- 従業員は会社の資本です。ワークライフバランスについて考えてみましょう。

②家庭における男女共同参画の推進

岐阜県の調査では、家事を行っているのは妻という回答の割合が高く、家庭での男女共同参画は十分に浸透していない状況です。家庭での固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に家事・育児・介護などに参画できるよう、家庭での役割分担を考える機会の提供や家事・育児の実践講座などにより、家庭における男女共同参画を推進します。

実施事業	担当課
■ 家事・育児講座の開催 ■ 育児・介護等の制度の周知	● 健康増進課 ● 生涯学習課

皆さんも取り組んでみませんか？

- 働きすぎではありませんか？たまには早く帰りましょう。
- 仕事の意欲とやりがい確保しつつ、家庭生活やリフレッシュなどを確保できるような生活習慣を工夫してみましょう。
- 家庭内で家事や育児、介護などの役割分担について話し合ってみましょう。

③地域における男女共同参画の推進

地域活動への女性の参加は見られますが、慣例等により役職には男性が就くという傾向が多く見られます。地域の活性化や地域の課題解決、災害時のきめ細かな対応をしていくためには男女が共に協力して活動に参加することが必要であることから、各種団体等へ啓発や呼びかけを行い、男女が共に参画できる環境づくりを進めます。

また、男女共同参画社会の実現には地域と行政が協働して取り組みを進めることが必要です。そのため、自治会をはじめとする各種団体やボランティア、NPO^{※5}などの支援を行います。

実施事業	担当課
■ 地域活動における女性の登用推進 ■ 女性団体の活動支援 ■ ボランティア、NPO法人など各種団体の活動支援 ■ 地域活動団体の支援 ■ 女性の視点を取り入れた防災活動の推進	● まちづくり推進課 ● 総務課

皆さんも取り組んでみませんか？

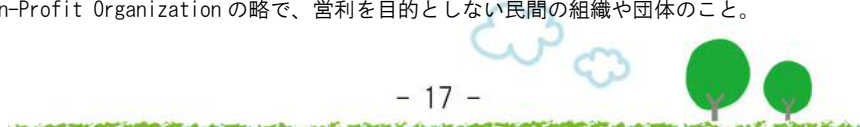
- 地域活動やボランティア活動の内容を理解し、積極的に参加しましょう。
- 地域活動などで男女の不平等な慣習や慣行があれば、地域の中で協力して改善していきましょう。

④ライフステージに応じた相談体制の整備

男女共同参画を進めていくためには、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行や職業生活と家庭生活との両立を阻む問題や悩みなど、ライフステージに応じた様々な相談に、きめ細かに対応することが必要です。第1章に述べている市民意識のアンケート結果から、市が取り組む施策として「男女共同参画のための情報提供や交流の場、相談窓口の機能を充実させる」ことが必要であることがわかります。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、自身のワークライフバランスを保ちながら職業生活における活躍を進めるため、女性及びその家族、その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言等を講ずるような体制を構築します。

※5 NPO…Non-Profit Organization の略で、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。



実施事業	担当課
■ 就労やワークライフバランスに関し、女性が必要とする情報の収集と提供 ■ 家庭と仕事の両立に関する意識啓発 ■ 男女共同参画に関する相談・支援について、関係機関との連携強化	● 秘書課 ● まちづくり推進課 ● 関係各課

皆さんも取り組んでみませんか？

- 仕事や家庭生活について、悩んでいる人や困っている人があれば、声を掛け合いましょう。
- ワークライフバランスを考えながら、自分自身のライフプランを立ててみましょう。

基本目標 2 における数値目標

項 目	基準値 (H25)	中間値 (H29)	目標値 (H35)	関連施策
審議会等の女性委員の割合	25.0%	22.2%	33.0%	(1) ①
女性委員がいる審議会等の割合	59.0%	76.9%	90.0%	(1) ①
市職員（一般行政職）における女性管理職の割合	3.6%	7.5%	10.0%	(1) ②
職場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	27.5%	23.7%	40.0%	(2) ①
家庭生活の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	42.1%	44.4%	60.0%	(2) ②
地域活動の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	44.0%	39.8%	55.0%	(2) ③
自治会等の女性の長の割合	2.6%	2.0%	5.0%	(2) ③
男女共同参画に関する情報提供や交流の場、相談窓口の機能が充実していると回答した人の割合	—	11.6%	50.0%	(2) ④

基本目標３ 配偶者等からの暴力のない社会づくり



【土岐市DV防止基本計画】

(1) DV防止の意識づくり

①DV防止に関する意識啓発の推進

DVの被害者は多くが女性であり、慣例や経済的なことから女性が軽視される社会風潮がその背景にあります。また、DVに直接関わりのない人にとっては一部に限られた問題と考えられがちです。法律等の整備が進み、「DV」という言葉の認知度は高くなってきていますが、「殴る、蹴る」などの身体的な暴力の他に、「大声で怒鳴る」「無視をする」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「避妊に協力しない」などの性的暴力がDVにあたるという認識は不十分であり、認識不足から被害が潜在化、深刻化することもあると考えられるため、適切な意識啓発が必要となっています。そのため、DVは犯罪にもなる重大な人権侵害であり、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、DVは配偶者間だけでなく、若年者の恋人間でも発生しており、「デートDV」と呼ばれています。暴力の発生を防ぐには、若い頃から、性別に関わらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。そのため、学校教育や市広報紙等を通じて若年者向けに意識啓発を図ります。

実施事業	担当課
■ DV（デートDV）の理解促進のための啓発講座の開催	● 子育て支援課
■ 市広報紙等による情報提供	● まちづくり推進課
■ 若年者に向けたリーフレット等配布による周知・啓発	● 生涯学習課
■ 児童生徒及び教職員に向けたデートDVに関する情報提供	● 学校教育課

皆さんも取り組んでみませんか？

- DVの理解を深めるため、DV防止啓発講座等に参加しましょう。
- 暴力とは、「殴る・蹴る」だけではありません。相手を干渉しすぎることや、言葉の暴力は相手の心を深く傷つけます。相手の立場に立って考えてみましょう。

(2) 相談・支援体制の充実

①相談・支援体制の充実

暴力を受けたDV被害者が、一人で我慢せず、安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。あわせて、相談員等の資質向上のための研修を行い、DV被害者への適切な対応と二次被害の防止に努めます。また、DV被害



者の安全確保のための緊急一時保護について、被害者の意思を尊重し、迅速かつ的確に対応するための体制を強化します。

実施事業	担当課
■ 市広報紙、ホームページ等による、相談窓口の情報提供 ■ 公共施設の女性トイレ等に相談窓口記載カードの設置 ■ 被害者の早期発見や通報体制の周知 ■ 被害者の緊急避難の支援 ■ 市担当職員、相談員の専門研修などへの参加	● 子育て支援課 ● まちづくり推進課

皆さんも取り組んでみませんか？

- DVの相談を受けたときはまず相談窓口を紹介しましょう。
- あなたの周りでDVが疑われることがあった場合は、迷わず警察、市役所等へ連絡してください。連絡者の匿名性は守られます。
- DVは被害者が悪いから暴力を振るわれるのではありません。相談員は被害者を責めることはありませんので、安心して相談に来てみませんか？

相談窓口

配偶者等からの暴力に悩んでいませんか？相談してみることで、解決方法が見つかるかもしれません。一人で悩まずご相談ください。※緊急時は110番してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
土岐市役所 家庭児童相談室	54-1111（内線166）	月～金 8:30～17:00 （祝日、年末年始除く）
岐阜県女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター	058-274-7377	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 （年末年始除く）
岐阜県警察ストーカー相談110番	0120-794-310	月～金 8:30～17:00 （祝日除く）
多治見警察署 生活安全課	22-0110	

②関係機関等との連携

市だけでなく、警察、学校、保育園・幼稚園、民生委員・児童委員など家庭や地域に密着した機関と連携を図り、情報提供や被害情報の把握、相談支援への展開を図ります。また、国や県と連携を図り、被害者支援に関する最新の情報収集に努めるとともに、法制度の知識を深めるための各種研修会への参加を促進します。



実施事業	担当課
■ 要保護児童・DV対策地域協議会の開催 ■ 国や県が主催するDV対策関係の会議や研修への参加の促進	● 子育て支援課

皆さんも取り組んでみませんか？

➤ DV被害者支援について理解し、できる範囲で支援活動に参加してみませんか？

基本目標3における数値目標

項 目	基準値 (H25)	中間値 (H29)	目標値 (H35)	関連施策
精神的暴力や経済的暴力が「DV」とであると認識している人の割合	—	68.9%	80.0%	(1) ①
小中学校でのDV（デートDV）防止講座の実施率	—	100%	50%以上	(1) ①

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題について、社会における認識を更に深めるため、平成13年度に内閣府男女共同参画局においてシンボルマークが制定されました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



プランの推進体制



(1) プランの進行管理

第2次プランについては、各課の施策・事業の実施状況について、毎年度確認し、とりまとめを行い、改善に向けた資料として、土岐市男女共同参画懇話会に報告し、意見や指導を受けながら改善に向けた取り組みを行うこととします。

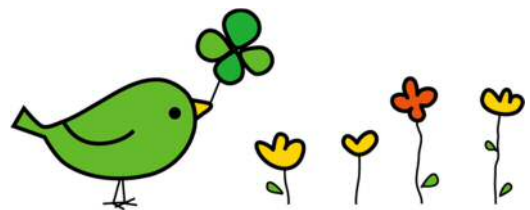
(2) 国、県及び他市町村等との連携

第2次プランを効果的に推進していくため、国、県及び他市町村との連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、プランの進行上必要な事項について要請を行います。

(3) 市民意識の把握

市民への男女共同参画意識の浸透状況や市民ニーズなどを把握するため、市民意識調査を定期的実施します。結果についてはホームページなどで公開し、情報提供するとともに、各種施策・事業へ反映させることとします。



資 料

(1) 第2次プラン策定の経緯

月 日	内 容
平成 25 年 1 月 11 日～31 日	市民意識調査 対象＝15 歳以上の市民 2, 000 人（回収率 39. 2%）
平成 25 年 7 月 31 日	第 1 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 土岐市の現状について ・ 市民意識調査の結果について ・ 第 1 次プランの実施状況について
平成 25 年 11 月 7 日	第 2 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 第 2 次プランの素案について
平成 25 年 12 月 16 日～ 平成 26 年 1 月 15 日	パブリックコメント
平成 26 年 2 月 7 日	第 3 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 第 2 次プランの素案について
平成 26 年 3 月	第 2 次プラン策定・公表
平成 28 年 8 月 25 日	第 1 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 土岐市女性活躍推進計画を第 2 次プランに位置付けること等について
平成 30 年 12 月 10 日	第 1 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 土岐市の男女共同参画の推進状況について ・ 第 2 次土岐市男女共同参画プランの見直しについて
平成 31 年 月 日	第 2 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 第 2 次プラン改定案について
平成 31 年 月 日～ 平成 31 年 月 日	パブリックコメント
平成 31 年 月 日	第 3 回土岐市男女共同参画懇話会 ・ 第 2 次プラン改定案について
平成 31 年 3 月	第 2 次プラン改定版・公表

(2) 土岐市男女共同参画懇話会委員名簿【プラン策定時・改定時】 (敬称略)

区 分	氏 名	備 考
(1) 市民代表	内山 眞由美	公募委員
	加藤 泰子	公募委員
	柴田 俊	公募委員
	三輪 やよい	公募委員
	山口 和雄	公募委員
(2) 学識経験者	松井 真一	愛知学院大学教養部 (懇話会会長)
(3) 教育関係者	福井 雅彦	土岐市小中学校校長会 (プラン策定時)
	三輪 敏成	土岐市小中学校校長会 (H28. 8 改定時)
	市岡 敬	土岐市小中学校校長会 (H31. 3 改定時)
(4) 事業所の代表	籠橋 竜太	土岐青年会議所 (プラン策定時)
	永田 将也	土岐青年会議所 (H28. 8 改定時)
	渡辺 佳枝	土岐青年会議所 (H31. 3 改定時)
(5) その他市長が適 当と認める者	田中 恵子	人権擁護委員 (プラン策定時・H28. 8 改定時)
	稲垣 妙子	人権擁護委員 (H31. 3 改定時)
	林 さとみ	民生委員児童委員 (プラン策定時・H28. 8 改定時)
	加藤 明宏	民生委員児童委員 (H31. 3 プラン改定時)
	渡邊 曙美	土岐市生活学校 (プラン策定時・H28. 8 改定時)
	山村 美千子	土岐市生活学校 (H31. 3 プラン改定時)



2014～2023 年度

第 2 次土岐市男女共同参画プラン

平成 31 年 3 月改定

土岐市 まちづくり推進課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101

☎ : 0572-54-1111

✉ : machisui@city.toki.lg.jp